

令和9年度 入園のご案内

～認定こども園（2号・3号 保育部分）・保育園～

目次

1. 稲敷市内の認定こども園・保育園 一覧	P. 1
2. 各施設の特徴と園の紹介	P. 1
（各認定こども園・保育園の紹介）	P. 2～7
3. 保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）区分と認定証	P. 8
4. 申込み条件と「保育を必要とする事由」	P. 9
5. 保育を受けられる時間	P. 10
6. 申込み方法（申込み～入園の流れ）	P. 11
7. 入園申込み受付日程	P. 12
8. 入園申込みおよび教育・保育給付認定の申請に必要な書類	P. 13・14
9. マイナンバーの記載と本人確認について	P. 15
10. 入園選考方法	P. 15・16
11. 申込み後・入園後の各種手続き	P. 17
12. 保育料	P. 18・19
13. 3歳以上の給食費について	P. 20
14. 保育料の納付について	P. 21
15. 広域利用について	P. 22
16. よくある質問	P. 23

お問合せ

稲敷市教育委員会学務管理課 幼児教育担当

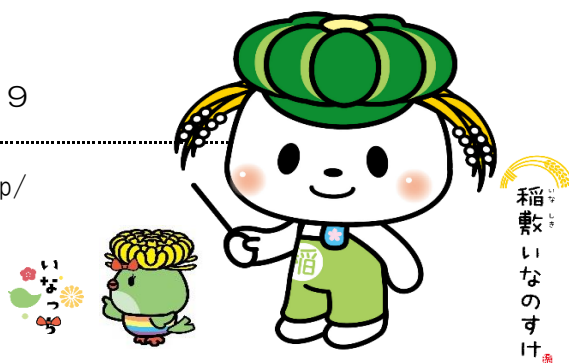
〒300-0595 稲敷市犬塚1570番地1

Tel 029-892-2000 （内線）2418・2419

★ 稲敷市ホームページ <http://www.city.inashiki.lg.jp/>

稲敷市・育児を応援する行政サービスガイド

★ 「ママフレ」 <http://inashiki-city.mamafre.jp/>



1. 稲敷市内の認定こども園・保育園 一覧

◎ 稲敷市には、認定こども園が4ヶ所、保育園が1ヶ所、小規模保育事業所が1ヶ所あります。

種類	番号	公私	施設名	所在地	連絡先	園紹介ページ
認定こども園	1	公	えどさき	〒300-0511 稲敷市高田930番地1	TEL：029-893-0840 FAX：029-893-0701	2ページ
	2	公	桜川こども園	〒300-0638 稲敷市古渡305番地	TEL：029-894-2013 FAX：029-894-2624	3ページ
	3	私	つばさ	〒300-1412 稲敷市柴崎6626番地1	TEL：0297-87-3600 FAX：0297-87-3601	4ページ
	4	私	幸田こども園	〒300-0605 稲敷市幸田1349番地	TEL：0299-79-2296 FAX：0299-79-2396	5ページ
保育園	5	私	江戸崎保育園	〒300-0509 稲敷市江戸崎乙1258番地	TEL：029-892-2670 FAX：029-892-2510	6ページ
小規模	6	私	パンダ	〒300-1416 稲敷市角崎1578番地2	TEL：0297-87-3620 FAX：0297-87-3620	7ページ

2. 各施設の特徴と園の紹介

【 認定こども園 】

- ▶ 教育・保育を一体的に行う施設です。
- ▶ 1号認定（教育部分）については、お子さまの年齢が達していれば誰でも入園を申込みできます。
- ▶ 2号・3号認定（保育部分）については、保育を必要とする基準を満たす場合に入園を申込みできます。保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。
- ▶ 子育て支援の場が用意されており、園に通っていないお子さまのご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などを利用することができます。



【 保育園 】

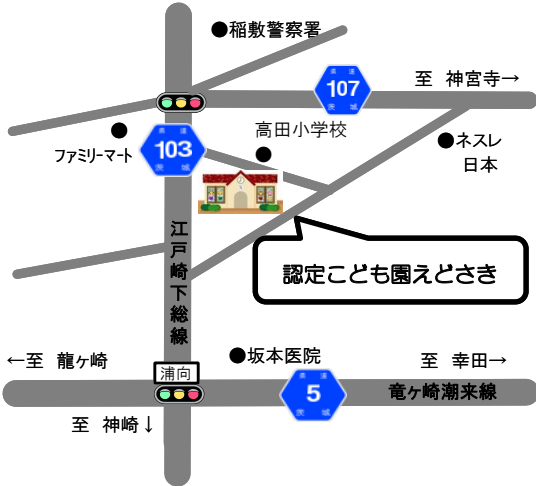
- ▶ 児童福祉法に基づいた児童福祉施設です。
- ▶ 0歳児～小学校就学前の乳幼児を、保護者が働いていたり、病気や親族の介護などのために、家庭で十分な保育を行うことができない場合に保護者に代わって保育することを目的とします。
- ▶ 保育を必要とする基準を満たす場合に入園を申込みできます。

【 小規模保育事業所 】

- ▶ 0歳児～2歳児を対象とした施設です。
- ▶ 少人数制（定員6人～19人）なので、家庭的保育に近く、きめ細やかな保育を行うのが特徴です。
- ▶ 満3歳になった後の4月から、原則、連携施設へ転園・入所していただきます。

【公立：認定こども園】

認定こども園えどさき

設置者	稲敷市		周辺地図				
所在地	〒300-0511 稲敷市高田930番地1						
連絡先	Tel : 029-893-0840 Fax : 029-893-0701						
定 員	300名 ※内、保育部分定員200名 (1号認定100名、2号認定140名、3号認定60名)						
保育年齢	生後6カ月～小学校就学前						
送 迎	保護者、バス(3歳以上。 江戸崎、あずま西、新利根地区のみ。)						
休園日	日曜日、祝日、年末年始、その他						
教育・保育目標 (こども像)	◇豊かな心を持ち、たくましく生活する子どもを育てます。 (1)よく考えて行動する子 (2)感性豊かで思いやりのある子 (3)明るく元気な子		(大 育 切 に す る 方 針)	◇異年齢とのかかわりを通し、思いやりの心を育てます。 ◇一人一人の思いを受け止め、個々の良さを生かす保育環境を整えます。 ◇0歳児～就学前の子に対する一貫性のある教育・保育に努めます(基本的生活習慣の自立)			
開園・保育時間 (2号・3号認定児童)	時間 7:00 8:00 9:00 10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00						
	【平日】	保育標準時間 通常 延長					
	【土曜】	保育標準時間 通常 延長					
	【平日】	保育標準時間 7:30～19:00 (通常 7:30～18:30、延長 18:30～19:00) 保育短時間 7:30～19:00 (通常 9:00～17:00、延長 7:30～9:00・17:00～19:00)					
【土曜】	保育標準時間 7:30～18:30 (通常 7:30～18:30) 保育短時間 7:30～18:30 (通常 9:00～17:00、延長 7:30～9:00・17:00～18:30)						
諸経費	保育料	延長保育料	主食費(3歳児以上)	副食費(3歳児以上)	送迎バス代	保護者会費	遠足代
	所得により異なります (※19ページ) ※3歳児以上は無料	未定	140円/月	4,194円/月 (おやつ代含む)	無料	500円/月	実費
	保険料	新学期用品代	園児服等(3歳児以上)		※ かばん、上履き等は園指定のものはございませんので、各自ご準備ください。 ※ これらの料金は、今後変更となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。		
	200円/年	約5,000円	園服 約4,400円 帽子 約2,240円 ハーフパンツ 約1,935円				
実施事業など	● 延長保育・土曜日保育 ・入園決定後、延長保育や土曜日保育の必要がある場合には、園にお申し込みください。 ・保育時間は、上記「開園・保育時間」のとおりです。						
	● 一時預かり ・稲敷市在住の、満1歳以上のお子さまが対象です。 ・週3日(緊急時は継続10日間)を限度として、お子さまをお預かりします。 ・ご利用については、園へお問合せください(事前にお申し込みが必要です)。						
	● 園庭開放 ・毎週水曜日の10:00～12:00、園庭を開放しています。詳しくは園へお問合せください。						
	● 子育てや障がいのあるお子さんについての相談も受付しています。お気軽にご相談ください♪ ● 一日の過ごし方や年間行事、入園時に準備するものなどは、園へお問合せください。						

【公立：認定こども園】

認定こども園桜川こども園

設置者	稲敷市		周辺地図				
所在地	〒300-0638 稲敷市古渡305番地						
連絡先	Tel : 029-894-2013 Fax : 029-894-2624						
定 員	180名 ※内、保育部分定員100名 (1号認定80名、2号認定60名、3号認定40名)						
保育年齢	生後6カ月～小学校就学前						
送 迎	保護者、バス(3歳以上。桜川地区のみ。)						
休園日	日曜日、祝日、年末年始、その他						
教育・保育目標 (こども像)	◇豊かな心と考える力をもって生活する子の育成 (1) 明るく元気な子ども (2) 自分で考えて行動する子ども (3) 思いやりのある子ども			(大) 教育切・に保育の方針	◇安心安全な保育環境の中で、明るく・楽しく・元気に遊びます。 ◇集団生活の中で、友達と一緒に様々な遊びを通して自分で考えたり試したりできる力を育てます。 ◇健康な生活を送るための基本的な生活習慣を身につけていきます。		
開園・保育時間 (2号・3号認定児童)	時間 7:00 8:00 9:00 10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00						
	【平日】	保育標準時間	通常			延長	
		保育短時間	延長	通常			延長
	【土曜】	保育標準時間	通常				
	保育短時間	延長	通常			延長	
諸経費	【平日】	保育標準時間	7:30～19:00 (通常 7:30～18:30、延長 18:30～19:00)				
		保育短時間	7:30～19:00 (通常 9:00～17:00、延長 7:30～9:00・17:00～19:00)				
	【土曜】	保育標準時間	7:30～18:30 (通常 7:30～18:30)				
		保育短時間	7:30～18:30 (通常 9:00～17:00、延長 7:30～9:00・17:00～18:30)				
実施事業など	● 延長保育・土曜日保育	・入園決定後、延長保育や土曜日保育の必要がある場合には、園にお申し込みください。 ・保育時間は、上記「開園・保育時間」とおりです。					
	● 一時預かり	・稲敷市在住の、満1歳以上のお子さまが対象です。 ・週3日(緊急時は継続10日間)を限度として、お子さまをお預かりします。 ・ご利用については、園へお問合せください(事前にお申込みが必要です)。					
	● 園庭開放	・毎週水曜日の10:00～12:00、園庭を開放しています。詳しくは園へお問合せください。 ● 一日の過ごし方や年間行事、入園時に準備するものなどは、園へお問合せください。また、障がいのあるお子さんについての相談も随時受け付けています。					

【私立：認定こども園】

認定こども園つばさ

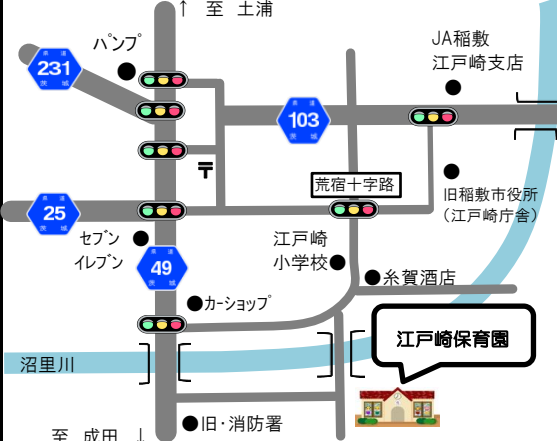
設置者	社会福祉法人 愛親会		周辺地図																																																																					
所在地	〒300-1412 稲敷市柴崎6626番地1(柴崎小学校跡地)																																																																							
連絡先	Tel : 0297-87-3600 Fax : 0297-87-3601																																																																							
定員	135名 (1号認定25名、2号認定65名、3号認定45名)																																																																							
保育年齢	生後3カ月～小学校就学前																																																																							
送迎	保護者、認定こども園つばさからのバス																																																																							
休園日	日曜日、祝日、年末年始、その他																																																																							
教育・保育目標	◇ 子ども、個性を大切にします (1)健康な心と身体を作る (2)自主性をつける (3)協調性と思いやりの心を育てる		教育・保育方針 (大切にすること)	(1) 専門の保育教諭・講師による保育活動 (2) 食育をふまえた楽しい食事 (3) 健康のための生活習慣 (4) 子ども集団の中での関わりある遊び (5) 園内外での自然とのふれあいや体験 (6) 一人ひとりが園外活動において人々との出会いや公共施設での学び																																																																				
開園・保育時間 (2号・3号認定児童)	<table><tr><td>時間</td><td>7:00</td><td>8:00</td><td>9:00</td><td>10:00</td><td>11:00</td><td>12:00</td><td>13:00</td><td>14:00</td><td>15:00</td><td>16:00</td><td>17:00</td><td>18:00</td><td>19:00</td></tr><tr><td>【平日】 保育標準時間</td><td colspan="12">通常</td><td>延長</td></tr><tr><td>保育短時間</td><td>延長</td><td colspan="10">通常</td><td>延長</td></tr><tr><td>【土曜】 保育標準時間</td><td colspan="12">通常</td><td>延長</td></tr><tr><td>保育短時間</td><td>延長</td><td colspan="10">通常</td><td>延長</td></tr></table> 【平日・土曜】 保育標準時間 7:00～19:00 (通常 7:00～18:00、延長 18:00～19:00) 保育短時間 7:00～19:00 (通常 9:00～17:00、延長 7:00～9:00・17:00～19:00)				時間	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	【平日】 保育標準時間	通常												延長	保育短時間	延長	通常										延長	【土曜】 保育標準時間	通常												延長	保育短時間	延長	通常										延長
時間	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00																																																											
【平日】 保育標準時間	通常												延長																																																											
保育短時間	延長	通常										延長																																																												
【土曜】 保育標準時間	通常												延長																																																											
保育短時間	延長	通常										延長																																																												
諸経費	<table><tr><td>保育料</td><td>延長保育</td><td>主食代 (3歳児以上の児童)</td><td>副食代 (3歳児以上)</td><td>園児服</td></tr><tr><td>所得により異なります (※19ページ) ※3歳児以上は無料</td><td>無料</td><td>500円/月</td><td>4,000円 (おやつ代含む)</td><td>冬体操服上下組 10,650円 夏体操服上下組 5,400円 園服・帽カバン 6,500円</td></tr><tr><td>遠足代</td><td>送迎バス代</td><td>絵本代 (任意)</td><td>新学期用品代 (3歳にあがるとき)</td><td>保護者会費</td><td>保険料</td></tr><tr><td>実費</td><td>無料</td><td>約400～500円/月</td><td>5,000円前後</td><td>保護者会により決定 (令和7年度:350円)</td><td>保護者会費に含む</td></tr></table> ※これらの料金は、今後変更される場合もありますので、あらかじめご了承ください。				保育料	延長保育	主食代 (3歳児以上の児童)	副食代 (3歳児以上)	園児服	所得により異なります (※19ページ) ※3歳児以上は無料	無料	500円/月	4,000円 (おやつ代含む)	冬体操服上下組 10,650円 夏体操服上下組 5,400円 園服・帽カバン 6,500円	遠足代	送迎バス代	絵本代 (任意)	新学期用品代 (3歳にあがるとき)	保護者会費	保険料	実費	無料	約400～500円/月	5,000円前後	保護者会により決定 (令和7年度:350円)	保護者会費に含む																																														
保育料	延長保育	主食代 (3歳児以上の児童)	副食代 (3歳児以上)	園児服																																																																				
所得により異なります (※19ページ) ※3歳児以上は無料	無料	500円/月	4,000円 (おやつ代含む)	冬体操服上下組 10,650円 夏体操服上下組 5,400円 園服・帽カバン 6,500円																																																																				
遠足代	送迎バス代	絵本代 (任意)	新学期用品代 (3歳にあがるとき)	保護者会費	保険料																																																																			
実費	無料	約400～500円/月	5,000円前後	保護者会により決定 (令和7年度:350円)	保護者会費に含む																																																																			
● 延長保育・土曜日保育・病児保育 ・入園決定後、延長保育や土曜日保育の必要がある場合には、園にお申し込みください。 ・認定こども園つばさでは、体調不良型に対応した病児保育をおこなっています。 ● 一時預かり ・稲敷市在住の、満1歳以上のお子さまが対象です。 ・4時間まで1,000円/日、4時間超以上2,000円/日、給食代別途250円/食 ・週3日(緊急時は継続10日間)を限度として、お子さまをお預かりします。 ・ご利用については、園へお問合せください(事前にお申込みが必要です。) ● 子育て支援センター「つばさ」 ・育児不安などについて、電話・来所・家庭訪問等による相談指導、および子育てサークル等の育成・支援などをおこなっています(詳しくは認定こども園つばさへ)。 ● 一日の過ごし方や年間行事、入園時に準備するものなどは、園のホームページをご覧ください。また、障害のあるお子さんについての相談も随時受け付けています。 ● ホームページ 『こども園つばさ』で検索 (http://www.aishinkai.ed.jp/)																																																																								

【私立：認定こども園】

認定こども園幸田こども園

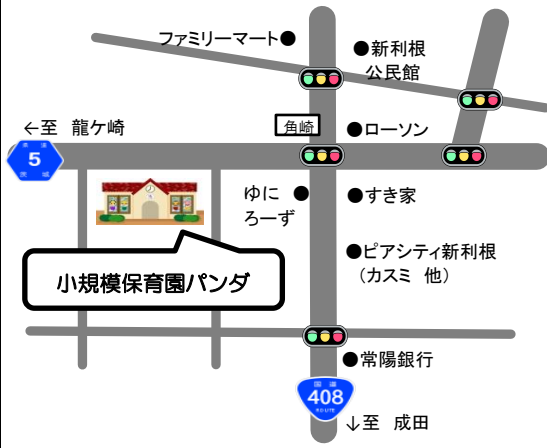
設置者	社会福祉法人 盡誠会		周辺地図																																																																							
所在地	〒300-0605 稲敷市幸田1349番地																																																																									
連絡先	Tel : 0299-79-2296 Fax : 0299-79-2396																																																																									
定 員	110名(2号認定70名、3号認定30名)																																																																									
保育年齢	生後6カ月～小学校就学前																																																																									
送 迎	保護者、バス(3歳以上・東地区のみ)																																																																									
休園日	日曜日、祝日、年末年始、その他																																																																									
保育目標 (こども像)	◇生きる力の基礎を育てる (1)自分で考え、協同性を持ちながら すすんで行動できる子 (2)健康な心・身体と豊かな感性を持ち、 自由に表現できる子 (3)思いやりを持って友達と仲良く遊べる子		保育方針 (大切にすること)	(1)一人一人の個性を大切に、おおらかで伸び伸びと 自由保育を基本とした保育活動 (2)友達に対して思いやりを持ち、明るく元気に過ごす (3)豊かな自然環境・広い園庭を生かした保育により、 心身共に健康を育む (4)作る楽しさ食べる楽しさ、季節感が味わえる食育活動 (5)基本的な生活習慣を身につける																																																																						
開園・保育時間 (2号・3号認定児童)	<table><tr><td>時間</td><td>7:00</td><td>8:00</td><td>9:00</td><td>10:00</td><td>11:00</td><td>12:00</td><td>13:00</td><td>14:00</td><td>15:00</td><td>16:00</td><td>17:00</td><td>18:00</td><td>19:00</td></tr><tr><td>【平日】 保育標準時間</td><td colspan="12">通常</td><td>延長</td></tr><tr><td>【平日】 保育短時間</td><td>延長</td><td colspan="9">通常</td><td colspan="2">延長</td><td></td></tr><tr><td>【土曜】 保育標準時間</td><td colspan="12">通常</td><td></td></tr><tr><td>【土曜】 保育短時間</td><td>延長</td><td colspan="9">通常</td><td colspan="2">延長</td><td></td></tr></table>				時間	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	【平日】 保育標準時間	通常												延長	【平日】 保育短時間	延長	通常									延長			【土曜】 保育標準時間	通常													【土曜】 保育短時間	延長	通常									延長		
	時間	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00																																																												
【平日】 保育標準時間	通常												延長																																																													
【平日】 保育短時間	延長	通常									延長																																																															
【土曜】 保育標準時間	通常																																																																									
【土曜】 保育短時間	延長	通常									延長																																																															
<table><tr><td>【平日】 保育標準時間</td><td>7:30 ～ 19:05</td><td>(通常 7:30～18:30、延長 18:30～19:05)</td></tr><tr><td>【平日】 保育短時間</td><td>7:30 ～ 19:05</td><td>(通常 8:00～16:00、延長 7:30～8:00・16:00～19:05)</td></tr><tr><td>【土曜】 保育標準時間</td><td>7:30 ～ 18:30</td><td>(通常 7:30～18:30)</td></tr><tr><td>【土曜】 保育短時間</td><td>7:30 ～ 18:30</td><td>(通常 8:00～16:00、延長 7:30～8:00・16:00～18:30)</td></tr></table>				【平日】 保育標準時間	7:30 ～ 19:05	(通常 7:30～18:30、延長 18:30～19:05)	【平日】 保育短時間	7:30 ～ 19:05	(通常 8:00～16:00、延長 7:30～8:00・16:00～19:05)	【土曜】 保育標準時間	7:30 ～ 18:30	(通常 7:30～18:30)	【土曜】 保育短時間	7:30 ～ 18:30	(通常 8:00～16:00、延長 7:30～8:00・16:00～18:30)																																																											
【平日】 保育標準時間	7:30 ～ 19:05	(通常 7:30～18:30、延長 18:30～19:05)																																																																								
【平日】 保育短時間	7:30 ～ 19:05	(通常 8:00～16:00、延長 7:30～8:00・16:00～19:05)																																																																								
【土曜】 保育標準時間	7:30 ～ 18:30	(通常 7:30～18:30)																																																																								
【土曜】 保育短時間	7:30 ～ 18:30	(通常 8:00～16:00、延長 7:30～8:00・16:00～18:30)																																																																								
諸経費	保育料		延長保育料	主食代 (3歳児以上)	副食代 (3歳児以上)	園児服等																																																																				
	所得により異なります (※19ページ) ※3歳児以上は無料		無料	300円/月	4,500円/月 (おやつ代含む)	園児服 6,500円(3歳児以上) かばん 4,000円(2歳児以上)																																																																				
	体操服 (3歳児以上)		送迎バス代	保護者会費	新学期用品代	絵本代	遠足代																																																																			
	半袖・半ズボン 4,130円～ 長袖・長ズボン 7,600円～ ※長袖・長ズボンは任意		無料	200円/月	5,000円程度 (※年齢によって異なります。)	約500円/月	実費																																																																			
	クラス費		卒園アルバム代 (5歳児のみ)	保険料		※これらの料金は、今後変更される場合も ありますので、あらかじめご了承ください。																																																																				
600 円/年		1,000 円/月	1,033 円/年 (※保険内容見直し予定)																																																																							
実施事業など	『現在の幸田保育園は、令和9年4月より「認定こども園幸田こども園」になります』																																																																									
	● 延長保育・土曜日保育 ・入園決定後、延長保育や土曜日保育の必要がある場合には、園にお申し込みください。 ・保育時間は、上記「開園・保育時間」のとおりです。																																																																									
	● 子育て支援センター「こうだ」 ・育児不安などについて、電話・来所・家庭訪問等による相談指導、および子育てサークル等の育成・支援などをおこなっています(詳しくは幸田保育園へ)。 ● 一日の過ごし方や年間行事、入園時に準備するものなどは、園へお問合せください。また、障がいのある お子さんについての相談も随時受け付けています。																																																																									

【私立:保育園】 江戸崎保育園

設置者	社会福祉法人 愛親会		周辺地図			
所在地	〒300-0509 稲敷市江戸崎乙1258番地					
連絡先	Tel : 029-892-2670 Fax : 029-892-2510					
定 員	120名					
保育年齢	生後3カ月～小学校就学前					
送 迎	保護者、バス(3歳以上)					
休園日	日曜日、祝日、年末年始、その他					
保育目標 (こども像)	◇子ども、個性を大切にします (1)健康な心と身体を作る (2)自主性をつける (3)協調性と思いやりの心を育てる		保育方針 (大切にすること)	(1) 専門の保育士・講師による保育活動 (2) 食育をふまえた楽しい食事 (3) 健康のための生活習慣 (4) 子ども集団の中での関わりある遊び (5) 園内外での自然とのふれあいや体験 (6) 一人ひとりが園外活動において人々との 出会いや公共施設での学び		
開園・保育時間 (2号・3号認定児童)	時間 7:00 8:00 9:00 10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00					
	【平日】	保育標準時間	通常 延長			
		保育短時間	延長	通常 延長		
	【土曜】	保育標準時間	通常 延長			
	保育短時間	延長	通常 延長			
諸経費	【平日・土曜】 保育標準時間 7:00～19:05 (通常 7:00～18:00、延長 18:00～19:05) 保育短時間 7:00～19:05 (通常 9:00～17:00、延長 7:00～9:00・17:00～19:05)					
	保育料	延長保育料	主食代(3歳児以上の児童)	副食代(3歳児以上)	園児服	
	所得により異なります (※19ページ) ※3歳児以上は無料	無料	500円/月	4,000円/月 (おやつ代含む)	冬体操服上下組11,800円 夏体操服上下組5,800円 カバン6,500円	
	遠足代	送迎バス代	絵本代(任意)	新学期用品代(3歳にあがるとき)	保護者会費	保険料
	実費	無料	約400円/月	2,500円前後	保護者会により決定 令和5年度:350円	保護者会費に含む
	※これらの料金は、今後変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。					
	● 延長保育・土曜日保育 ・入園決定後、延長保育や土曜日保育の必要がある場合には、園にお申し込みください。					
	● 一時預かり ・稲敷市在住の、満1歳以上のお子さまが対象です。 ・4時間まで1,000円/日、4時間超以上2,000円/日、給食代別途250円/食 ・週3日(緊急時は継続10日間)を限度として、お子さまをお預かりします。 ・ご利用については、園へお問合せください(事前にお申し込みが必要です)。					
	● 子育て支援センター「ひまわり」 ・育児不安などについて、電話・来所・家庭訪問等による相談指導、および子育てサークル等の育成・支援などをおこなっています(詳しくは江戸崎保育園へ)。					
	● 一日の過ごし方や年間行事、入園時に準備するものなどは、保育園のホームページをご覧ください。また、障害のあるお子さんについての相談も随時受け付けています。					
	● ホームページ 『江戸崎保育園』で検索 (http://www.aishinkai.ed.jp/)					

【私立：小規模保育事業所】

小規模保育園パンダ

設置者	社会福祉法人 愛親会		周辺地図		
所在地	〒300-1416 稲敷市角崎1578番地2				
連絡先	Tel : 0297-87-3620 Fax : 0297-87-3620				
定 員	19名（3号認定:19名）				
保育年齢	生後3カ月～2歳児				
送 迎	保護者				
休園日	日曜日、祝日、年末年始、その他				
保育目標 （こども像）	◇子ども、個性を大切にします (1)健康な心と身体を作る (2)自主性をつける (3)協調性と思いやりの心を育てる		（大切にすること） 保育方針	(1)専門の保育教諭・講師による保育活動 (2)食育をふまえた楽しい食事 (3)健康のための生活習慣 (4)子ども集団の中での関わりある遊び (5)園内外での自然とのふれあいや体験 (6)一人ひとりが園外活動において人々との 出会いや公共施設での学び	
開園・保育時間 （3号認定児童）	時間 7:00 8:00 9:00 10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00				
	【平日】	保育標準時間	通常		延長
		保育短時間	延長	通常	延長
	【土曜】	保育標準時間	通常		延長
		保育短時間	延長	通常	延長
諸経費	【平日・土曜】 保育標準時間 7:00～19:00（通常 7:00～18:00、延長 18:00～19:00） 保育短時間 7:00～19:00（通常 9:00～17:00、延長 7:00～9:00・17:00～19:00）				
	保育料	延長保育料	主食代（3歳児以上の児童）	園児服等（3歳児以上）	遠足代
	所得により異なります （※19ページ）	無料	—	—	実費
	送迎バス代	絵本代（任意）	新学期用品代	保護者会費	保険料
	送迎バスなし	約 400 円/月	1,010円前後	—	210円前後
※これらの料金は、今後変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。					
実施事業など	● 延長保育・土曜日保育 ・入園決定後、延長保育や土曜日保育の必要がある場合には、園にお申し込みください。 ・保育時間は、上記「開園・保育時間」のとおりです。				
	● 子育て支援センター「つばさ」 ・育児不安などについて、電話・来所・家庭訪問等による相談指導、および子育てサークル等の育成・支援などをおこなっています（詳しくは認定こども園つばさへ）。				
	● 一日の過ごし方や年間行事、入園時に準備するものなどは、園のホームページをご覧ください。				
	● ホームページ 『こども園つばさ』で検索（http://www.aishinkai.ed.jp/）				

3. 保育の必要性の認定(教育・保育給付認定)区分と認定証

- ▶ 子ども・子育てに関する新制度(平成27年)により、認定こども園・幼稚園・保育園などへの入園を希望される際に、利用のための認定(教育・保育給付認定)を受けていただく必要があります。
- ▶ 教育・保育給付認定は、保育の必要性の有無と年齢に応じて以下のとおり1号認定・2号認定・3号認定の3つの区分のいずれかに認定され、「**子どものための教育・保育給付認定証**」が交付されます。
この認定された区分によってそれぞれのニーズに合った施設や事業をご利用いただけます。

- ★ 認定こども園(保育部分)または保育園等への入園を希望される方は「保育を必要とする事由(9ページ)」に該当することが必要であり、2号認定または3号認定を受けていただきます。
- ★ 「認定証」は、各施設を利用する資格があることを認定するものですが、入園を保証するものではありません。定員超え等により、**認定証が発行されていても入園できない場合もあります**のでご注意ください。
- ★ 0歳～2歳のお子さまは「**3号**」に認定されますが、満3歳を迎える日(3歳のお誕生日の前日)から「**2号**」認定に切り替わります。その際には、旧支給認定証をご返却いただきますので、それまで大切に保管してください。

支給認定区分	認定条件(※1)	認定される(利用可能な)時間(※2)	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合。	教育標準時間(4時間程度)	幼稚園 認定こども園(教育部分)
2号認定	満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合。	保育標準時間(最長11時間) 保育短時間(最長8時間)	保育所(園) 認定こども園(保育部分)
3号認定	満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合。	保育標準時間(最長11時間) 保育短時間(最長8時間)	保育所(園) 認定こども園(保育部分) 小規模保育事業所

※1 9ページの「4. 申込み条件と保育を必要とする事由」をご覧ください。

なお、両親ともに就労している家庭であっても、1号認定を受けて、幼稚園や認定こども園(教育部分)に通うことができます。

▶ 稲敷市立認定こども園・幼稚園では、教育標準時間(9:00～14:00)前後に預かり保育を行っています。

▶ 稲敷市立認定こども園・幼稚園では、長期休業中の預かり保育を実施しています。

※8:00～18:00の希望する時間。研修等のため、預かり保育を実施しない日もあります。

〔 認定こども園(1号・教育部分)・幼稚園への入園を希望される場合には、同時に配布している「令和9年度 入園のご案内～認定こども園(1号・教育部分)・幼稚園～」をご確認ください。 〕

※2 10ページの「5. 保育を受けられる時間」をご覧ください。



※「認定証」は、ご家庭で大切に保管してください。

※「認定証」を失くしてしまった場合、破けてしまった場合などは再交付の手続きをしてください。
また、認定証に記載された内容が変更になる場合は、変更の届出が必要です(17ページ参照)。

4. 申込み条件と「保育を必要とする事由」

- ▶ 稲敷市に住民登録している、0歳～小学校就学前の、集団保育が可能なお子さま。
(※稲敷市外に住民登録されている方は、住民登録をしてある市町村にご相談ください。)
- ▶ 保護者が下記の「保育を必要とする事由」いずれかに該当し、お子さまの保育にあたれない場合に、入園を申し込むことができます。
- ▶ 保護者の就労等の状況(保育の必要量)により、保育を受けられる時間が異なります。
(※10ページの「5. 保育を受けられる時間」もご確認ください。)

保育を必要とする事由	保育を受けられる時間
(1) ひと月に64時間以上、仕事をしている。	標準または短時間
(2) 妊娠中であるか、産後間もない(出産予定月とその前後2ヶ月、最長5ヶ月間の入園が可能)。	標準時間
(3) 疾病または負傷している。精神または身体に障がいがある。	標準または短時間
(4) 同居の親族(長期間入院している親族を含む)を、常時、介護または看護している。	標準または短時間
(5) 震災、風水害、火災、その他の災害復旧にあたっている。	標準時間
(6) 求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている(入園後3ヶ月以内に就労することが必要)。	短時間
(7) 就学している(職業訓練等を含む)。	標準または短時間
(8) 児童虐待、またはDVのおそれがある。	標準時間
(9) 育児休業を取得する場合に、すでに保育園等を利用しているお子さまがいて、継続利用が必要。	短時間
(10) その他、上記(1)～(9)に類するものとして、教育長が認める場合。	標準または短時間

育児休業中の方・育児休業を取得予定の方へ

- ▶ 育児休業からお仕事への復帰を理由にお申込みされる場合、復帰日より、申込みできる月が異なります。
※1～15日に復帰される場合…復帰月の前月1日からの入園をお申込みいただくことが可能です。
※16日～31日に復帰される場合…復帰月1日からの入園をお申込みいただくことが可能です。
- ▶ 第2子以降の出産に伴う育児休業(育児・介護休業法に基づくもの)取得の際、兄・姉がすでに保育園等に入園している場合には、保護者の方の希望があれば、その育児休業期間中も兄・姉は継続して通園が可能です。その場合、認定こども園や保育園を利用できる時間は「保育短時間」となります。
- ▶ 現在、育児休業中で休業期間を繰り上げて入園を希望される場合、入園した月の翌月15日までにお仕事に復帰していただき、「**就労証明書**」をご提出いただく必要があります。

◆毎日ではないが週に何回か利用したい、一時的に家庭での保育が困難となった、
という場合には、「**一時預かり**」をご利用ください。

(例：週2～3日のパートタイム勤務である。冠婚葬祭で子どもは連れて行けない。など)

(※一時預かりをご利用の場合には、「保育の必要性の認定」を受ける必要はありません。)



◆◆◆ 一時預かりを実施している認定こども園・保育園 ◆◆◆	
(公立) 認定こども園えどさき	▶ 保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育(週3日まで)、保護者の疾病等による緊急時の保育(継続10日まで)を実施。 ▶ 稲敷市内在住の、満1歳以上のお子さまが対象です。
(公立) 桜川こども園	▶ 認定こども園えどさき・桜川こども園は、 1日1,200円 (おやつ・給食代を含む。 半日600円)です。※半日=7:30～13:00または13:00～18:30までの時間内に利用する場合
(私立) 認定こども園つばさ	▶ 認定こども園つばさ・江戸崎保育園は、 4時間までの利用は1,000円、4時間を超える利用は2,000円 (おやつ代含む。 給食は別途250円)です。
(私立) 江戸崎保育園	▶ 保育の必要性の認定を受けられる3歳から5歳のお子さま、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のお子さまは、無償化の対象です。(認定申請が必要) ▶ 園によって利用できる日や時間が異なり、事前にお申込みが必要です。 ▶ お問合せとお申込みは各園へお願いします。

5. 保育を受けられる時間

- ▶ 2号認定・3号認定を受けた場合には、就労の時間などによって、保育を受けられる時間（保育の必要量）が異なります（※各園の紹介ページもご確認ください）。

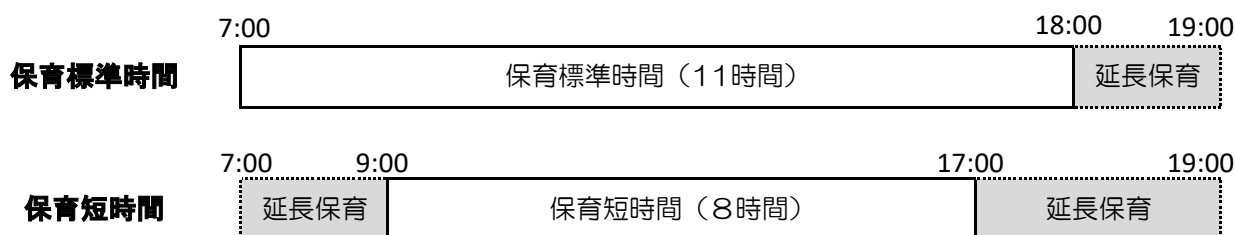
※「保育標準時間」とは、両親のフルタイム就労を想定しており、1日最長11時間のうち必要な時間をご利用いただくものです。

※「保育短時間」とは、両親またはいずれかがパートタイム（短時間）就労であることを想定しており、1日最長8時間のうち必要な時間をご利用いただくものです。具体的な保育時間は、各園が設定します。

※ それぞれ、園が設定した利用時間帯を超える部分のご利用は延長保育となります。

※ 園を利用できるのは、原則として就労時間＋通勤時間となります。

「保育標準時間」と「保育短時間」のイメージ（※保育時間は、園によって異なります）



「保育標準時間」と「保育短時間」利用の対象

保育を必要とする事由	保育標準時間（最長11時間の利用）	保育短時間（最長8時間の利用）
(1) 就労（内職・自営業・農業を含む）	月120時間以上の労働	月64時間以上120時間未満の労働
(2) 産前産後	全ての方	—
(3) 疾病・負傷・障がい	保護者の利用希望（申請）に基づいて決定します	
(4) 介護・看護	保護者の利用希望（申請）に基づいて決定します	
(5) 災害復旧	全ての方	—
(6) 求職活動（起業準備を含む）	—	全ての方
(7) 就学（職業訓練等を含む）	保護者の利用希望（申請）に基づいて決定します	
(8) 児童虐待・DVのおそれ	全ての方	—
(9) 育児休業中の継続利用	—	全ての方
(10) その他、上記に類するもの	保護者の利用希望（申請）に基づいて決定します	

※ 表の見方 ※

- ▶ 保護者（原則として児童の父母）いずれもが保育標準時間の利用対象となる場合には保育標準時間、いずれかが保育短時間利用の対象となる場合には保育短時間の認定となります。

- （例1） 父が月に120時間以上の労働、母も月に120時間以上の労働をしている場合
→「保育標準時間」の利用が可能です。
- （例2） 父が月に120時間以上の労働、母が月64時間の労働をしている場合
→「保育短時間」の利用が可能です。

6. 申込み方法(申込み～入園の流れ)

* 稲敷市外に住民登録されている方は、住民登録のある市町村へご相談ください。

* 稲敷市外の保育園等を希望される場合は、締切日等が異なりますので、22ページをご確認ください。



- ▶ 申込みに必要な書類をご準備ください。
※書類は、稲敷市役所（本庁舎学務管理課、東支所）、稲敷市HPで配布しています。
- ▶ 見学をしなくても申込みはできますが、事前の見学をおすすめしています。
※直接、希望する園へ連絡してください。



- ▶ 入園希望月の申込み締切日までに書類をそろえてご提出ください。

※不足書類がある場合には審査ができませんので、
お早めにご提出ください。

- ▶ 申込み受付場所：稲敷市役所（本庁舎学務管理課、東支所）
いばらき電子申請・届出サービス



- ▶ 学務管理課で、書類の内容を確認（ご家庭で児童の保育ができない状況かどうかの審査）します。
- ▶ 保護者の方に電話で状況を伺ったり、追加して書類をご提出いただくことがあります。ご協力よろしくお願いします。
※申込み内容に虚偽が判明した場合は、入園申込みを取り消します。



- ▶ お子さまの年齢や保育の必要量（お子さまの保育にあたれない時間等）等に応じて、保育の利用時間・期間、入園が必要な理由等を認定します。
- ▶ 申込書類を受け付けた後、「子どものための教育・保育給付支給認定証」をお送りしますので、ご家庭で大切に保管してください。
※4月入園の方については、入園の可否とあわせて12月（一次受付の方）または3月（二次受付の方）にお送りします。



- ▶ 毎月15日頃（4月入園申請分は11月と3月）、学務管理課と認定こども園・保育園等の担当者により入園の検討会議を行い、入園の可否を決定します。
- ※ ご提出いただいた書類と聞き取り等の内容をもとに、保育の必要性の高い児童から入園を決定します。申込み順ではありません。



- ▶ 入園可となった場合
・ 利用承諾通知書、保育料決定通知書等の書類によりお知らせします。
- ▶ 入園不可となった場合
・ 利用保留通知書により、初回のみお知らせします。
※その後、毎月入園の検討をし、入園可となったときにお知らせします。



- ▶ 入園決定した園にて、入園に関する説明や面談を行います。「認定証」をお持ちのうえ、入園される園へお越しください。認定こども園へ入園される方は園と、私立保育園へ入園される方は稲敷市と契約をすることとなります。
- ▶ 児童の健康診断を受けていただく場合があります。
- ▶ 保育料の口座振替には、金融機関での手続きが必要です（21ページ参照）。



- ▶ 入園後、お子さまが園に慣れることなどを目的として、1週間程度、短時間の保育（慣らし保育）を行います。
- ▶ 延長保育や土曜保育については、通園する園へご相談ください。

7. 入園申込み受付日程

* 稲敷市外の保育園等へ入園希望の場合は、締切日等が異なります。22ページをご確認ください。

令和9年4月入園（一次募集）

① 受付期間	令和8年10月15日(木)～11月10日(火)
② 受付場所	稲敷市役所(本庁舎学務管理課または東支所)、いばらき電子申請・届出サービス
③ 入園決定時期	令和8年12月下旬
④ 入園説明会	令和9年 1月～2月頃

令和9年4月入園（二次募集） ※4月入園最終締切

① 受付期間	一次募集終了後～令和9年3月10日(水)
② 受付場所	稲敷市役所(本庁舎学務管理課または東支所)、いばらき電子申請・届出サービス
③ 入園決定時期	令和9年3月下旬
④ 入園説明会	令和9年3月下旬

令和9年度 途中入園

	入園日（毎月1日）	申込受付開始日	申込受付締切日
① 受付期間	令和9年 5月1日	3月 1日（月）	4月9日（金）
	6月1日	4月 1日（木）	5月10日（月）
	7月1日	5月 6日（木）	6月10日（木）
	8月1日	6月 1日（火）	7月9日（金）
	9月1日	7月 1日（木）	8月10日（火）
	10月1日	8月 2日（月）	9月10日（金）
	11月1日	9月 1日（水）	10月8日（金）
	12月1日	10月 1日（金）	11月10日（水）
	令和10年 1月1日	11月 1日（月）	12月10日（金）
	2月1日	12月 1日（水）	1月7日（金）
	3月1日	1月 4日（火）	2月10日（木）
② 受付場所	稲敷市役所（本庁舎学務管理課または東支所）、いばらき電子申請・届出サービス		
③ 入園決定時期	入園希望月の前月20日頃		
④ 注意点	▶ ご提出の際、保護者の方のマイナンバーの確認と、提出者の本人確認をさせていただきます（15ページをご確認ください）。 ▶ 各月の申込締切日を過ぎた後に申込み書類の提出があった場合、入園希望月からの申込みは不可となり、入園希望月の翌月の申込みとして受理します。 ▶ 入園の可・不可にかかわらず、入園希望月の前月20日頃に通知を発送します。 2～3日以内にご自宅に通知が届く予定です。		

8. 入園申込みおよび教育・保育給付認定の申請に必要な書類

- * 申込みに必要な書類は、稲敷市役所(本庁舎学務管理課、東支所)、稲敷市HPで配布しています。
- * No.1～No.4の書類は、お申込みされるすべての方にご提出いただくものです。
- No.5の書類は、該当される方のみご提出ください。ご家庭の状況に応じて、ここに記載されていない書類や証明書をご提出いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

No.	必要書類	注意点
1	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定・利用申請書	▶ 入園希望児童1人につき1枚、ご記入ください。 ▶ 太枠内に記入漏れのないよう、ご確認をお願いします。裏面もあります。 ▶ 入園希望園については、希望する順に、通園可能な園のみご記入ください(希望する園が4ヶ所以上ある場合には、余白にご記入ください)。 ▶ 保護者の方と児童のマイナンバーをご記入ください。 ご提出の際に、提出者の本人確認をさせていただきますので、身分証明書をお持ちください(15ページ参照)。
2	令和9年度家庭状況調査票	▶ 入園希望児童が複数いる場合には、世帯で1枚、ご提出ください。 ▶ 裏面もご記入ください。
3	承諾書	▶ 入園希望児童1人につき1枚、ご記入ください。 ▶ 保育料の納付について、未納が生じた場合には、児童手当から保育料未納分を徴収させていただきます。 ▶ 入園を希望される方全員に提出をお願いしておりますので、ご協力をお願いします。
4	就労証明書など ※保育を必要とする理由を証明する書類	▶ 児童の父、母、同敷地内にお住まいの祖父母(60歳未満)の方、それぞれについて、お子さまの保育を必要とする理由を証明する書類をご提出ください。 ※ 14ページで、必要な書類をご確認ください。 ※ 『 』内に必要な書類を書き加え、提出書類の確認にご利用ください。 ※ 60歳未満の同居祖父母の証明書が提出されない場合には、優先度が調整されます。 ☐ 児童の父についての証明書 『 』 ☐ 児童の母についての証明書 『 』 ☐ 児童の祖父(同敷地内居住かつ60歳未満)の証明書 『 』 ☐ 児童の祖母(同敷地内居住かつ60歳未満)の証明書 『 』
5	その他 ※右の内容に該当する方	▶ 下記に該当される方のみ、ご提出ください。 ① 同一敷地内に居住する親族の中に、障がいのある方がいる ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピーなど ② 離婚調停中の場合 ☐ 調停期日通知書など、調停中であることがわかる書類のコピー ③ 保護者が稲敷市外にお住まいの場合 ☐ 市外にお住まいの保護者の市町村民税課税証明書



No.4 保育を必要とする理由を証明する書類

- * 児童の父、母、同敷地内に住む60歳未満の祖父母、それぞれの方について、お子さまの保育にあたれない理由を証明する書類をご提出ください。祖父母について就労予定申立書は不可です。
- * 必要に応じて、下記以外の書類を追加してご提出いただく場合もあります。
- * 書類に不備がある場合は受付ができませんのでご注意ください。

基準	保育にあたれない理由	証明書	注意点
(1)	会社員、 団体職員など	▶ 就労証明書	▶ 月に64時間以上、働いている必要があります。 ※勤務先の人事担当の方に記入してもらい、ご提出ください。
	内 職		
	自営業、 会社社長など	▶ 就労証明書 ▶ 継続的事業実態があることを示す書類	▶ 月に64時間以上、働いている必要があります。 自家菜園は不可。
	農 業		▶ 取引・仕入れの明細、出荷明細、申告書の写し等 ※上記の書類が提出できない場合は事前にご連絡ください
	育児休業が明ける	▶ 就労証明書	▶ 育児休業期間を切り上げて復帰される場合には、入園後2ヶ月以内に「就労証明書」をご提出ください。
	仕事が内定している	▶ 就労証明書	▶ 実際に就労開始後、再度「就労証明書」の提出が必要です。
(2)	出産を控えている または産後間もない	▶ 申立書 ▶ 母子手帳の写し	▶ 母子手帳の写し（表紙と、分娩予定日が記入されているページのコピー） ▶ 出産予定月と、その前後2ヵ月ずつの計5ヶ月間の入園が可能です。
(3)	病気である	▶ 申立書 ▶ 診断書など	▶ 受診している病院等で発行してもらい、ご提出ください。※通院の領収書の提出を毎月お願いする場合があります。
	障がいがある	▶ 申立書 ▶ 障害者手帳の写し、 または診断書	▶ 障害年金等の証書の写しも可能です。
(4)	病気や障がいのある方の 看護・介護をしている	▶ 看護・介護申告書	▶ 看護または介護の状況についてご記入ください。 ▶ 民生委員の署名・捺印が必要です。
(5)	震災、風水害、火災、 その他の災害の復旧	▶ 申立書 ▶ 被災証明書など	▶ 被害状況を証明できる書類をご提出ください。
(6)	求職活動中である （起業準備中の場合を含む）	▶ 就労予定申立書	▶ 入園後3ヶ月以内に「就労証明書」の提出が必要です。 （※3ヶ月以内に「就労証明書」の提出がない場合は退所となります。）
(7)	学生である、 職業訓練を受けている	▶ 申立書 ▶ 在学証明書または 学生証の写し	▶ 在学期間のわかる書類とカリキュラム等も併せてご提出ください。
(8)	虐待やDVのおそれ	▶ 申立書	▶ 状況を具体的にご記入ください。 （※必ず事前に学務管理課へご相談ください。）
(9)	育児休業中だが、入園中の 児童の継続入園を希望	▶ 育児休業取得証明書	▶ 勤務先の人事担当の方に記入してもらい、ご提出ください。
(10)	その他 （上記に当てはまるものがない）	▶ 申立書など	▶ 学務管理課へご相談ください。



9. マイナンバーの記載と本人確認について

- ※ 平成28年1月以降、保護者及び児童のマイナンバーを申請書にご記入いただく必要があります。また、ご提出の際には、マイナンバーの番号確認と、提出者の身元確認をさせていただきます。下記の(1)～(3)のものをお持ちください。

- (1) 印鑑
(2) マイナンバーの確認に必要な書類（下記の、いずれか提示）
- ・保護者の方本人のマイナンバーカード（身元の確認も同時に可能）
 - ・保護者の方本人のマイナンバー通知カード、または個人番号通知書
 - ・保護者の方本人のマイナンバーが記載された住民票の写し、または住民票記載事項証明書
- (3) 身元確認に必要な書類（下記の①のうち1つ、または②のうち2つを提示）

① 顔写真付きの証明書	② 顔写真のない証明書
保護者の方本人の ・マイナンバーカード （※マイナンバーの確認も同時に可能） ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書	保護者の方本人の ・公的医療保険の被保険者証 ・介護保険被保険者証 ・国民年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書

- ※ 保護者の代理の方（配偶者や同一世帯の方も含む）が、ご提出にいらっしゃる場合
- ・上記の（2）は申請者（保護者）のものの写しを提出してください。
 - ・上記の（3）は代理人のものを提示してください。

10. 入園選考方法

- ▶ 入園の選考は、保育を必要とする状況を点数化し、総合的に判断します。
- ▶ 園ごとに入園希望者を取りまとめ、点数が高い（保育の必要性の高い）児童から入園を決定します。
（※早く申込みした方が有利、ということはありません。ただし、各月の締切日にご注意ください。）



- ※ 60歳未満の祖父母について「保育を必要とする事由を証明する書類（14ページ参照）」のご提出がない場合は、入園選考の際に優先度を調整（減点）させていただきます。

お子さまの受入れ枠の確保のため、保育士・保育教諭の方のお子さまの入園を優先します。

優先度	保護者の状況（就労の場合）	就労日数・時間	世帯の状況
	保育士・保育教諭		
高い	◆ 育児休業明けの常勤就労	長い・多い	◆ 両親がいない世帯・災害復旧
↑	◆ 常勤（フルタイム）就労	◆	◆ ひとり親世帯
↓	◆ パートタイム就労	短い・少ない	◆ 父母と児童のみの世帯
低い	◆ 就労未定（求職活動中）	※就労時間が 月64時間未満の場合は 入園不可	◆ 同敷地内に保育の期待が できる親族がいる世帯

教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準点数

保育を必要とする理由、状況			基本指数	
① 居宅外労働 (居宅外自営・農業を含む)	月160時間以上、就労している		10	
	月140時間以上月160時間未満、就労している		9	
	月120時間以上月140時間未満、就労している		8	
	月100時間以上月120時間未満、就労している		7	
	月80時間以上月100時間未満、就労している		6	
	月64時間以上月80時間未満、就労している		5	
	上記以外の就労		4	
② 居宅内労働 (居宅内自営・内職を含む)	月160時間以上、就労している		9	
	月140時間以上月160時間未満、就労している		8	
	月120時間以上月140時間未満、就労している		7	
	月100時間以上月120時間未満、就労している		6	
	月80時間以上月100時間未満、就労している		5	
	月64時間以上月80時間未満、就労している		4	
	上記以外の就労		3	
③ 妊娠・出産	出産予定月とその前後2カ月程度の間で、出産の準備又は休養を要する場合 (※切迫流産等は「疾病」として扱う)		8	
④ 疾病 負傷 心身障害	疾病・負傷	入院または入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合	10	
		精神病・感染症・難病である場合	10	
		疾病などにより、常に安静を要するなど、保育が著しく困難な場合	8	
		疾病などにより、保育に支障がある場合	6	
		上記以外の場合で保育が困難と認められる場合	4	
	心身障害	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級～3級	10	
		身体障害者手帳3級～6級、療育手帳B・C	8	
⑤ 介護 看護	居宅外での介護	介護等に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用	3～10	
	居宅内での介護 (通院等の付添含む)	通院・通所に要する時間を含め、介護等に要する日数及び時間をもとに、番号2の細目を準用		
⑥ 災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている		10	
⑦ 求職活動	求職活動のため(求職活動中または入園後に求職活動をする)		2	
⑧ 就学等	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に通っている		7	
⑨ 虐待等	児童虐待を行っている又は行われるおそれがある場合や、配偶者からの暴力により保育を行うことが困難と認められる場合		10	
⑩ ひとり親世帯等 (死亡、離婚、未婚、行方不明、 拘禁中、離婚調停中)	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、就学、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると認められる場合		10	
⑪ 育児休業中	他施設への異動希望を出しているが、定員超え等の理由により異動ができず、次年度4月時点で育児休業を取得している場合		10	
⑫ その他	児童福祉の観点から、保育を必要とする緊急度が高いと認められる場合		10	
調整指数	内容		備考	調整指数
	①虐待を受けるおそれがある場合、又は社会的養護が必要と認められる場合			+2
	②父又は母が産後休暇、又は育児休業明けの場合			+2
	③母子世帯及び父子世帯			+2
	④前記(母子世帯、父子世帯)以外の世帯で生活保護世帯			+1
	⑤世帯の生計中心者が倒産・失業により、生計維持のため就労を要する場合			+1
	⑥入所希望の子どもが障害を有する場合			+1
	⑦入所希望の子どもが食物アレルギーを有するなど、配慮が必要な場合			+1
	⑧希望保育所に兄弟姉妹が在園している場合、又は同時に同一施設等に申込みの場合			+1
	⑨第3子以降の子どもの場合			+1
	⑩小規模保育型事業等の地域型保育事業の卒園児		※卒園証明書等証明資料がある場合に 限る。	+1
	⑪利用申請児童を、当該年度で60歳未満の同居祖父母が保育可能な場合。		※保育を必要とする理由(就労、疾病 に限る)、状況に基づく書類が提出され た場合を除く。	-2
	⑫市外在住者で、同一施設への継続申込の場合(市内転入予定者を除く)			-3
	⑬市外在住者で、新規申込の場合(市内転入予定者を除く)			-5
⑭正当な理由なく、申請時点で保育料(市内認定こども園・幼稚園・保育園等) を滞納している場合(卒園児、退園児も含む)		※失業・罹災等やむを得ない事由によ る場合や、返済が進んでいる場合を除 く。	-5	
考 基 え 準 方 の	1 父母が保育できない理由、状況に応じ、上の基本指数を設定する。 2 父母それぞれの基本指数の合算を、入所申し込み児童の基本指数とする。 3 ひとり親世帯については、当該ひとり親の基本指数と10点との合算を、入所申し込み児童の基本指数とする。 4 「調整指数」に基づき、父母に係る点数の合計に更に調整点を加減する(上限無し)。 5 同一指数の場合の優先順位は、①市内在住、②基本指数の高いもの、③同居の祖父母がいないものとする。			
備 考	※ 父、母がいない場合は、その他の養育者とする。 ※ 要件1・2の就労時間数は全て休憩時間を含むものとする。 ※ 要件1の居宅外自営とは、勤務住所が居宅住所と異なれば、居宅外自営と扱うこととする。 ※ 「就労中」及び「疾病等又は介護等」の2つの理由での申込みがあった場合で、教育委員会が適当と認めた場合や家庭児童相談員の 事件の場合等には、「⑫その他」扱いで10点とする。			

11. 申込み後・入園後の各種手続き



以下のような変更などが生じた場合には、届出をお願いいたします

- * 必要書類は稲敷市役所(本庁舎学務管理課、東支所)、稲敷市HPで配布しています。
- * ご提出は、稲敷市役所(本庁舎学務管理課・東支所)または通園中の園(公立のみ)へお願いいたします。
- * 変更の申請は、**毎月20日締切・翌月1日適用**といたします。状況により、遡及して適用する場合もあります。
- ※ 以下、「子どものための教育保育給付認定証」を「認定証」、「教育・保育給付認定変更・再交付申請書」を「変更届」と記載。
- ※ 「変更届」をご提出いただく際には、マイナンバーの確認と身元確認が必要です(15ページ参照)。

No.	状況	手続き
①	「認定証」を紛失・破損した	▶ 「変更届」をご提出ください。認定証を再交付いたします。
②	就労内定を理由として申込み、入園した	▶ 入園後2ヶ月以内に「就労証明書」をご提出ください。
③	求職を理由に申込み(入園)、就労が決まった	▶ 「変更届」、「認定証」、「就労証明書」をご提出ください。 ※入園後3ヶ月以内に提出がないと原則、退園となります。
④	保育を必要とする理由が変わった	▶ 「変更届」、「認定証」、保育を必要とする理由を証明する書類(14ページ参照)をご提出ください。
⑤	仕事を辞めた	▶ 求職活動をされる場合は、「変更届」、「認定証」、「就労予定申立書」をご提出ください。※届出の翌月から数えて3ヶ月以内に「就労証明書」の提出が必要です。 ▶ 求職活動以外の場合には、上記④により該当する書類をご提出いただくか、学務管理課へご相談ください。
⑥	妊娠が判明した	▶ 「変更届」、「認定証」、「申立書」、「母子手帳(表紙と、分娩予定日が記載されたページ)のコピー」をご提出ください。※出産予定月の2ヶ月後まで入園可能です。その後も引き続き預けたい場合には、その状況を証明する書類の提出が必要です。
⑦	育児休業を取得する	▶ 育児休業中も継続して預けたいという場合には、「変更届」、「認定証」、「育児休業取得証明書」をご提出ください。
⑧	転職した	▶ 新しい勤務先で「就労証明書」を記入していただき、ご提出ください。保育を必要とする時間に変更となる場合には「変更届」も必要です。
⑨	電話番号が変わる	▶ 学務管理課と、通園中の園へ新しい電話番号をお知らせください。
⑩	転居する	▶ 「変更届」、「認定証」をご提出ください。
⑪	転出する	▶ 通園中の方は「退園届」、「認定証」をご提出ください。 ▶ 申込中の方は「取下げ届」、「認定証」をご提出ください。 ※転出後も引き続き稲敷市内の園へ通園を希望される場合には、転出先の役所にて申込みの手続きが必要です。 ※転出先の市町村にある園を希望する場合は、22ページをご確認ください。
⑫	転園(異動)したい、1号認定に変えたい	▶ 学務管理課へご相談ください。※転園希望が承諾された場合、次の入所者が決まっている可能性が高いため、辞退はできません。必ず転園していただきます。
⑬	長期(1ヶ月以上)欠席する	▶ 「休園届」をご提出ください。ただし、休園中も保育料が発生します。
⑭	退園する	▶ 「退園届」をご提出ください。
⑮	離婚または婚姻する	▶ 「変更届」、「認定証」をご提出ください。 ▶ 婚姻の場合には、結婚(同居)相手の方の就労証明書等が必要です。
⑯	確定申告または住民税申告をして税額が変わった	▶ 保育料が変更になる場合がありますので、学務管理課へお知らせください。



次年度以降も継続して入園をする場合、書類の提出が必要です

- * 認定こども園(保育部分)・保育園は、日中、ご家庭で保育を受けられないお子さまが通園する施設です。そのため、入園後もご家庭で保育できない状況が続いていることを確認する必要があるため、1年に1回、現況届を提出していただきます。時期や必要な書類などは、通園中の保育園等を通してお知らせします。

12. 保育料

- ▶ 令和元年10月から子ども・子育て支援法改正に基づく幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児から5歳児までのすべてのお子さまと、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯のお子さまの保育料が無償化されます。
- ▶ 各園の保育料は、**保護者（両親）の市町村民税所得割額の合計額によって決定**します。
 ※父母の収入の合計が123万円未満の場合は、同居する児童の祖父母（同敷地内で世帯分離している世帯を含む）の収入を調査し、いずれか収入の多いほう（父母または児童が税法上扶養親族とされている場合はその扶養主）と合算します。
 ※住宅借入金等特別控除、寄附金控除、配当控除などの税額控除適用前の金額で算定します。
- ▶ 令和9年4月～令和9年8月までの保育料は、令和8年度の市町村民税所得割課税額（令和7年1月～12月の所得を基に算定されたもの）により算定し、
 令和9年9月からの保育料は、令和9年度の市町村民税所得割課税額（令和8年1月～12月の所得を基に算定されたもの）により算定します。
- ▶ 市町村民税所得割課税額が未申告等で確認できない場合、**暫定的に最高階層を適用**します。

令和9年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
算定の根拠	令和8年度の市町村民税額 （令和7年中の所得に基づく）					令和9年度の市町村民税額 （令和8年中の所得に基づく）						

■ 稲敷市保育料徴収基準額表（2号・3号認定児童）

階層区分			3歳未満(R9.4.1現在の年齢)		3歳以上(R9.4.1現在の年齢)	
			保育標準時間利用	保育短時間利用	保育標準時間利用	保育短時間利用
1	生活保護世帯等		0 円	0 円	0 円	0 円
2	市町村民税 (均等割・所得割)	非課税	0 円	0 円	0 円	0 円
		(注1)	0 円	0 円	0 円	0 円
3-1	市町村民税 (所得割)	24,300円未満 (※均等割課税世帯含む)	8,000 円	7,800 円	0 円	0 円
		(注1)	7,000 円	6,800 円	0 円	0 円
3-2		24,300円以上 48,600円未満	10,000 円	9,800 円	0 円	0 円
		(注1)	9,000 円	8,800 円	0 円	0 円
4-1		48,600円以上 72,800円未満	14,000 円	13,800 円	0 円	0 円
		(注1)	14,000 円	13,800 円	0 円	0 円
4-2		72,800円以上 77,100円以下	18,000 円	17,600 円	0 円	0 円
		(注1)	18,000 円	17,600 円	0 円	0 円
		77,101円以上 97,000円未満	18,000 円	17,600 円	0 円	0 円
		97,000円以上 133,000円未満	22,000 円	21,600 円	0 円	0 円
5-1		133,000円以上 169,000円未満	26,000 円	25,500 円	0 円	0 円
5-2		169,000円以上 235,000円未満	28,000 円	27,500 円	0 円	0 円
6-1		235,000円以上 301,000円未満	30,000 円	29,400 円	0 円	0 円
6-2		301,000円以上 397,000円未満	34,000 円	33,400 円	0 円	0 円
7		397,000円以上	38,000 円	37,300 円	0 円	0 円
8						

※ 公立施設、私立施設とも保育料は同じです。その他の諸経費については各園ごとに異なります。

※ ひとり親世帯、障がいのある方がいる世帯、多子世帯の保育料が軽減される場合があります（19ページ参照）。

※ 上記の表中（注1）については、19ページをご覧ください。

ひとり親世帯・障がいのある方がいる世帯の保育料

※ひとり親世帯とは、原則として「児童扶養手当」受給世帯（所得制限により受給していない世帯を含む）です。
※離婚調停中の場合は対象となりません。

1 18ページの「稲敷市保育料徴収基準額表」において第3-1階層、第3-2階層、第4-1階層、第4-2階層（所得割が77,100円以下の世帯）

◆18ページ「注1」の金額が適用されます。さらに、その世帯で第1子は半額、第2子以降は無料となります。

※第1子・第2子以降のカウントの仕方

上記の階層に該当する方については、年齢を問わずに（小学生以上のお子さまも含めて）第1子・第2子…と数えます。

多子世帯の保育料

1 18ページの「稲敷市保育料徴収基準額表」において第3-1階層、第3-2階層、第4-1階層で所得割が57,700円未満の世帯

◆上記の階層に該当する世帯については、年齢を問わずに（小学生以上のお子さまも含めて）第1子・第2子…と数えます。第2子が半額、第3子以降は無料です。

4月1日の年齢	0歳	1歳	2歳	3～5歳の保育料は階層に関わらず無料です			6歳～（小学生以上）
				3歳	4歳	5歳	
例1		第4子  無料			第3子 		第2子 第1子  
例2	第3子  無料		第2子  半額				第1子 

2 18ページの「稲敷市保育料徴収基準額表」において第4-1階層で所得割が57,700円以上の世帯～第8階層の世帯

◆小学校入学前のお子さまから数えて第1子・第2子…と数えます。

小学校入学前のお子さまから数えて第2子が半額、第3子以降は無料です。

4月1日の年齢	0歳	1歳	2歳	3～5歳の保育料は階層に関わらず無料です			6歳～（小学生以上）
				3歳	4歳	5歳	
例3	第3子  無料	第2子  半額	第1子  全額				第2子 第1子  
例4	第3子  無料		第2子  半額		第1子 		第1子 

3 18ページの「稲敷市保育料徴収基準額表」において、第2子については第4-1階層のうち所得割が二人親世帯で57,700円以上・一人親世帯で77,101円以上～第5-2階層の世帯、第3子以降については第4-1階層のうち所得割が二人親世帯で57,700円以上・一人親世帯で77,101円以上～第8階層の世帯で、年齢を問わずに数えて下記に該当する世帯

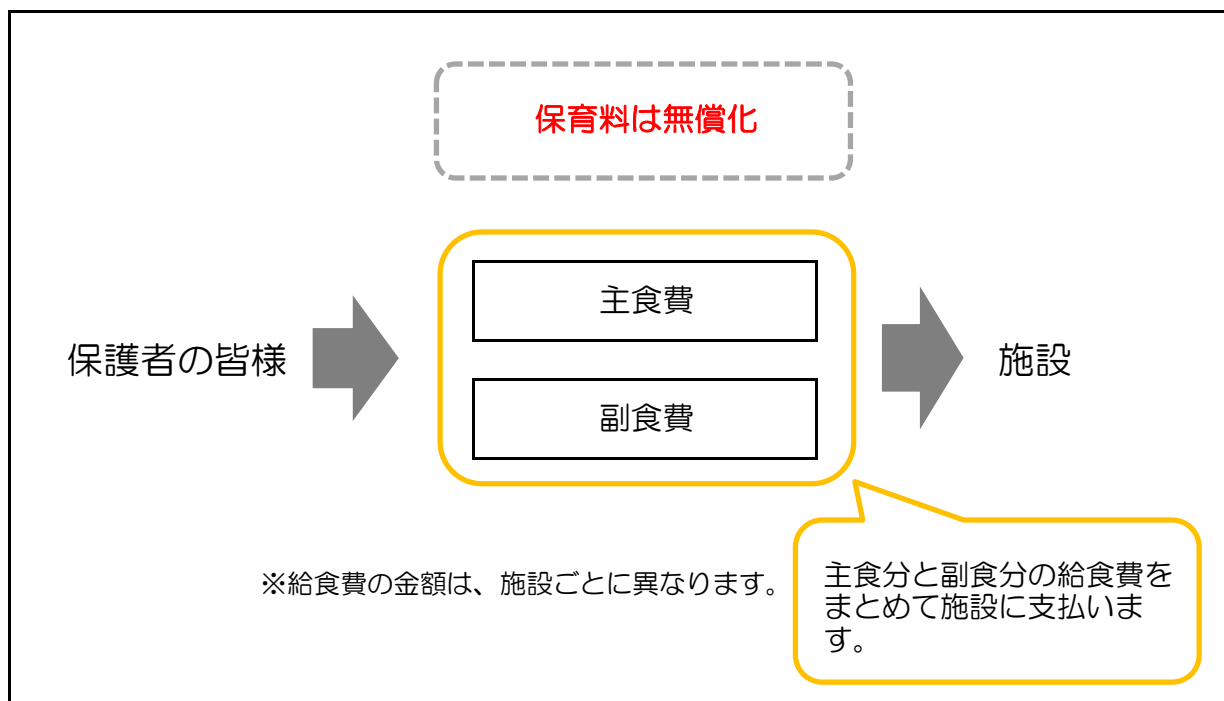
◆第2子以降の3歳未満（R9.4.1現在）のお子さまの保育料 ⇒ 保育料が半額となる予定です。

◆第3子以降の3歳未満（R9.4.1現在）のお子さまの保育料 ⇒ 保育料が無料となる予定です。

※茨城県の事業によるもので、制度の内容が変更となる可能性もありますのであらかじめご了承ください。
該当する方へ、市から申請書等をお送りいたします（発送時期未定）。

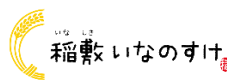
13. 3歳以上児の給食費について

- ▶ 給食の食材に係る費用（給食費）は、自宅で子育てを行う場合にも同様に係る費用であるため、保育所等を利用する保護者も、自宅で子育てを行う保護者と同様にその費用を負担することが原則となります。
- ▶ 無償化の対象外である主食費・副食費については、**施設による実費徴収**が基本です。



▶ 主食費はすべての方が支払いますが、副食費については、年収360万円未満相当世帯と、第3子以降の方は免除となります。（子どもの数え方は、1号認定の方は小学校3年生まで、2号認定の方は小学校就学前までの人数です。）免除該当者には通知を送付いたします。

▶ 0歳児から2歳児のお子さまは、給食費が保育料の一部に含まれているため、別途負担はありません。
※令和8年10月時点では給食費が確定していないため、徴収額が変更になる場合があります。



14. 保育料の納付について

* 以下は、稲敷市内の公立認定こども園または市内・外の私立保育園を利用された場合の納付方法です。

* 認定こども園つばさ、幸田こども園、小規模保育事業所パンダ、および稲敷市外の認定こども園・公立保育園をご利用の場合には、施設にご確認ください。



【1】お支払い方法

- ▶ 口座振替、または納付書でお支払いください。
(稲敷市では、口座振替による納付をお願いしております。)

「稲敷市口座振替依頼書」は、稲敷市内の各金融機関にもご用意しております。

◆ 口座振替による納付の場合

- ① 私立保育園をご利用の場合には、利用承諾通知書に「稲敷市口座振替依頼書」を同封、認定こども園をご利用の場合には、園から口座振替のご案内をいたします。
- ② ご利用の金融機関で申込み手続きをしてください(届出印が必要です)。
- ③ 原則として、お申込みの翌月分の保育料から口座振替となります。

振替日は下記【2】をご覧ください。

※口座振替の手続きがされるまでは、納付書によりお支払いください。

※振替手数料は、稲敷市が負担いたします。

※残高不足等により振替ができなかった場合には、納付書をお送りします。記載されている期限までにお支払いください。



◆ 納付書による納付の場合

- ① 各月の10日前後に、納付書を郵送します。
- ② この納付書を市役所、金融機関(下記【3】の金融機関)、またはコンビニにお持ちいただき、期限(下記【2】参照)までにお支払いください。

※納付期限を過ぎた場合には、コンビニではお支払いいただけません。



【2】お支払い期限(口座振替日)

- ▶ 毎月月末(12月分については12月25日)がお支払い期限・口座振替日です。
(※月末日が土日・祝祭日の場合は、翌営業日)



【3】口座振替をご利用いただける金融機関

- | | |
|------------------|--------------------|
| ▶ 常陽銀行(本店、全支店) | ▶ 茨城県信用組合(本店、全支店) |
| ▶ 筑波銀行(本店、全支店) | ▶ 中央労働金庫(本店、全支店) |
| ▶ 千葉銀行(本店、全支店) | ▶ 稲敷農業協同組合(本店、全支店) |
| ▶ 水戸信用金庫(本店、全支店) | ▶ ゆうちょ銀行(本店、全支店) |



【4】保育料を滞納された場合

- ▶ 前月分の保育料を期限までに納付いただけなかった場合、督促状が発せられます。
→ 督促状によってもなお納付いただけない場合には、児童福祉法の規定により、地方税の滞納処分の例による給料・預貯金等の財産差押えを実施することとなります。
- ▶ 上記の督促が行われるほか、児童手当を保育料未納分にあてていただきます。
※入園申込時に「承諾書」の提出をお願いいたします。

15. 広域利用について

▶ 稲敷市にお住まいの方が、稲敷市外の園へ申し込む場合(市外へ転出せず稲敷市から通う方)

①お申込みの前に	市町村によって、申し込みの条件や期限、必要書類等が異なります。 必ず事前に入園希望園がある市町村へご確認をお願いいたします。 (条件の例：保護者の勤務先がある、里帰り出産をする等)
②申込締切日 ・ 申込方法	入園希望園がある市町村の保育担当課に申込締切日をご確認のうえ、その締切日の概ね10日前までに稲敷市役所学務管理課（または東支所）へ申込書類をご提出ください。
③必要書類	13～15ページをご確認ください。 申し込みされる園（市町村）によって、追加で書類の提出が必要な場合があります。ご提出の際には、マイナンバーの記載と本人確認が必要です。
④保育料	稲敷市が定める保育料をお支払いいただきます（18～19ページ参照）。
⑤継続利用	市外の園へ入園した場合、年度末までの入園となります。次年度も継続入園を希望する場合は、毎年、改めて次年度の入所申込をし、利用調整を受ける必要があります。 <u>申込先市町村の状況によっては、継続利用ができない場合もありますので、予めご了承ください。</u>

▶ 稲敷市にお住まいの方が、稲敷市外へ転出予定の場合

①申込締切日 ・ 申込方法	<u>転出先の市町村へお申し込みください。</u> 入園希望月の前月末日までに転出先市町村への登録をお済ませください。
②必要書類	転出先市町村へ事前にご確認ください。

▶ 稲敷市外にお住まいの方が、稲敷市に転入予定の場合

①申込条件	入園月の前月末日までに稲敷市に転入予定の方 ※転入の事実が確認できない場合には、利用承諾の取り消しとなる場合がありますのでご留意ください。
②申込締切日 ・ 申込方法	稲敷市の締切日までに、稲敷市学務管理課（または東支所）へお申し込みください。
③必要書類	必要書類（13～15ページ）に加えて、 <u>転入誓約書及び転入予定地が確認できるもの</u> （賃貸契約書、不動産売買契約書等の写し）をご提出ください。
④保育料	稲敷市が定める保育料をお支払いいただきます（18～19ページ参照）。

▶ 稲敷市外にお住まいの方が、稲敷市内の園へ申し込む場合(稲敷市に転入せず市外から通う方)

①申込条件	保護者の勤務先が稲敷市内にある方、稲敷市に里帰り出産する方
②申込締切日 ・ 申込方法	稲敷市の締切日を事前にご確認のうえ、その締切日の概ね10日前までに、 <u>お住まいの市町村の保育担当課へ必要書類をご提出ください。</u>
③保育料	お住まいの市町村で定める保育料をお支払いいただきます。
④継続利用	広域利用は年度末までの入園となります。次年度も継続入園を希望する場合は、毎年、改めて次年度の入所申込をし、利用調整を受ける必要があります。 <u>市内の申込状況によっては継続利用ができない場合もありますので、予めご了承ください。</u>
⑤注意事項	保護者の勤務先が稲敷市内にあるという理由で入園された場合、退職等で市内に勤務先がなくなった場合は利用条件が欠けることになり、その月末で退所となります。 「就労」の事由で申込みの場合、稲敷市の最低就労時間（月64時間以上）を満たすことが条件です。

16. よくある質問

●申込みについて

▶Q 申込みは早いほうが有利ですか？

A 先着順ではありません。締め切りまでに提出されたものを全て同時に利用調整します。

▶Q 離婚を前提に別居中ですが、相手の「保育を必要とする理由の証明書類」は必要ですか？

A 離婚調停中の場合は、調停中であることがわかる書類のコピーをご提出ください。
調停書類の提出がない場合は、「保育を必要とする理由の証明書類」の提出が必要です。

▶Q 入園が決定しましたが、入園を翌月へ延期できますか？

A できません。入園を辞退し、翌月の入園申請期限までに再度申請していただきます。

▶Q 保留通知が届いたのですが、再度申請が必要ですか？

A 申請書は同年度内の3月入園分まで有効となるため、申請の必要はありません。申請内容に変更がある場合は学務管理課へご連絡ください。

▶Q 育児休業を延長したいのですが、入園保留通知を出してもらえますか？

A できません。保育施設に入園するための申請手続きのため、入園の意思がある場合のみ申請してください。利用調整の結果入園が決定した場合、入園を辞退しても保留通知は出せません。

●入所後について

▶Q 求職活動期間内に仕事が決まりませんでした。

A 他の認定に該当しない場合は、原則として退園となります。

▶Q 転園が決まりましたが、辞退して現在通っている園に継続通園できますか？

A できません。転園希望が承諾された場合は、次の入所者が決まっている可能性が高いため、必ず転園していただきます。

▶Q 就労を理由に入園中ですが、妊娠しました。園へ通っている上の子は退園になりますか？

A 出産予定月とその前後2か月間は「妊娠・出産」の認定で利用できます。その後育児休業法に定める育児休業を取得する場合は、「育児休業」の認定で育児休業終了月まで利用できます。
どちらも認定変更の手続きが必要です。なお、育児休業中は短時間認定となります。また、出産のため退職する場合は、「妊娠・出産」の認定期間終了後に上の子は退園となります。

●保育料について

▶Q 保育料の算定において祖父母と合算されていますが、世帯分離すれば保育料が変わりますか？

A 変わりません。保育料の算定は世帯ではなく同敷地内に居住しているかで判断します。

▶Q ひとり親ですが、婚姻関係にないパートナーと同居しています。保育料算定の際にはパートナーの所得も合算されますか？

A 戸籍上婚姻関係にない場合は、合算しません。ただし、ひとり親世帯の保育料軽減の対象にはなりません。

▶Q 年度途中で3歳になったのですが、保育料は無料になりますか？

A なりません。保育料は、4月1日の年齢で年度末まで決定されます。保育認定の場合は、年度末まで2歳児の金額のままです。3歳の誕生日を迎えた後の4月から無料になります。